

令和9年度 国家公務員共済組合連合会浜の町病院看護師・助産師募集要項

■募集概要	
募集人員	看護師 40名前後、 助産師 若干名
勤務条件	変則二交替制勤務
■採用試験概要	
《第1回》	
応募資格	令和9年3月看護師・助産師養成機関卒業見込の方
一次選考	書類審査
二次選考	適性試験、面接
選考日	日程 二次選考日：令和8年5月17日（日）
《第2回》（必要に応じ実施致します）	
応募資格	令和9年3月看護師・助産師養成機関卒業見込の方及び卒後5年以内の方
一次選考	書類審査
二次選考	適性試験、面接
選考日	日程 一次選考日：令和8年10月ごろ 二次選考日：令和8年11月ごろ ※R8.9【第2回選考日】決定予定
■応募（エントリー）手続き	
エントリー方法	浜の町病院 HP の採用情報より、応募方法に従ってエントリーしてください。 浜の町病院 HP ▶ <a href="https://hamanomachi.kkr.or.jp/boshuu/index.html">https://hamanomachi.kkr.or.jp/boshuu/index.html</a> ※エントリーフォームは応募開始の4月1日0時から公開されます。  （お問い合わせ） 国家公務員共済組合連合会浜の町病院 総務課人事係 TEL:092-721-0831 FAX:092-714-3262 Email: <a href="mailto:soumuka-04@hamanomachi.jp">soumuka-04@hamanomachi.jp</a>
提出書類	（1）履歴書(所定様式)（2）成績証明書（卒後3年未満までの方のみ） （3）健康診断書（所定項目）（4）卒業見込み証明書（在学生のみ） （5）免許取得済の者は看護師免許証（写し）もしくは登録済証（写し） ※所定の様式（履歴書、健康診断書）は当院ホームページからダウンロード可。
応募期間	《第1回》 令和8年4月1日（水）～ 4月17日（金）必着 《第2回》 未定 ※R8.9に【第2回応募期間】決定予定

■ 処遇

給与	<p>国家公務員共済組合連合会給与規程に準じます（令和9年度見込み）。</p> <table border="0" data-bbox="443 365 1399 656"> <tr> <td>【看護師】本俸</td> <td>274,400円</td> <td>【助産師】本俸</td> <td>276,000円</td> </tr> <tr> <td>地域手当</td> <td>24,696円</td> <td>地域手当</td> <td>24,840円</td> </tr> <tr> <td>特別調整手当</td> <td>2,000円</td> <td>特別調整手当</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>処遇改善手当</td> <td>10,000円</td> <td>処遇改善手当</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>311,096円</td> <td>合計</td> <td>312,840円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師は4年大卒の初任給です。経験者は経験年数に応じた加算があります。</li> <li>・助産師は助産師免許所有者で、助産業務に従事する場合の初任給です。</li> <li>・給与、諸手当、賞与等は連合会職員と同等の扱いとなります。</li> <li>・入職後6か月間は試用期間となります。（※試用期間延長の場合あり。）</li> <li>・試用期間中は、地域手当は支給されません。</li> <li>・雇用形態は浜の町病院職員（短期共済組合員）となります。（注1）</li> </ul>		【看護師】本俸	274,400円	【助産師】本俸	276,000円	地域手当	24,696円	地域手当	24,840円	特別調整手当	2,000円	特別調整手当	2,000円	処遇改善手当	10,000円	処遇改善手当	10,000円	合計	311,096円	合計	312,840円
【看護師】本俸	274,400円	【助産師】本俸	276,000円																			
地域手当	24,696円	地域手当	24,840円																			
特別調整手当	2,000円	特別調整手当	2,000円																			
処遇改善手当	10,000円	処遇改善手当	10,000円																			
合計	311,096円	合計	312,840円																			
	諸手当例	<table border="1" data-bbox="627 1126 1439 1373"> <tr> <td data-bbox="627 1126 815 1178">通勤手当</td> <td data-bbox="815 1126 1439 1178">支給規程に基づき支給（ただし、55,000円まで）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="627 1178 815 1305">住居手当</td> <td data-bbox="815 1178 1439 1305">家賃額により最高28,000円まで支給 （家賃61,000円以上は28,000円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="627 1305 815 1373">その他</td> <td data-bbox="815 1305 1439 1373">扶養、時間外、夜勤、特殊勤務手当等</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="419 1373 1439 1500"> <tr> <td data-bbox="419 1373 619 1440">賞与</td> <td data-bbox="619 1373 1439 1440">給与月額の4.4ヶ月分（見込み）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="419 1440 619 1500">定期昇給</td> <td data-bbox="619 1440 1439 1500">年1回</td> </tr> </table>	通勤手当	支給規程に基づき支給（ただし、55,000円まで）	住居手当	家賃額により最高28,000円まで支給 （家賃61,000円以上は28,000円）	その他	扶養、時間外、夜勤、特殊勤務手当等	賞与	給与月額の4.4ヶ月分（見込み）	定期昇給	年1回										
通勤手当	支給規程に基づき支給（ただし、55,000円まで）																					
住居手当	家賃額により最高28,000円まで支給 （家賃61,000円以上は28,000円）																					
その他	扶養、時間外、夜勤、特殊勤務手当等																					
賞与	給与月額の4.4ヶ月分（見込み）																					
定期昇給	年1回																					
加入保険	国家公務員共済健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険																					
被服	ユニフォーム、靴を貸与																					
勤務時間	<p>浜の町病院職員就業規則による。（変則二交替制勤務）</p> <p>8時00分～16時45分</p> <p>8時00分～20時00分</p> <p>19時00分～9時15分</p>																					
休日	土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日のほか、浜の町病院職員就業規則に定める日。（※振替による土日祝日勤務あり）																					
休暇	年次有給休暇（1年目15日付与）、夏季休暇（年5日付与）																					

(注1)連合会職員および浜の町病院職員とは

当院が国家公務員共済組合法に基づいて設立された医療機関であることから、長期共済組合員（連合会職員）の定員枠があり、それ以外の職員については短期共済組合員の「浜の町病院職員」または「契約職員」として採用しています。今回の採用は浜の町病院職員となります。

浜の町病院職員は、勤務評価の成績に応じて、連合会職員に昇格となる制度を設けております。また、給与待遇は連合会職員と同等となっております。

「長期共済組合員（連合会職員）」と「短期共済組合員（浜の町病院職員または契約職員）」の条件的な主な違いは次のとおりです。

	長期共済組合員	短期共済組合員	
	連合会職員	浜の町病院職員	契約職員
雇用期間	無期雇用	無期雇用	有期雇用
初任給	連合会給与規程による	連合会職員と同等	病院給与規定による
就業場所 (変更範囲)	国家公務員共済組合連合会が定める場所 転勤あり	浜の町病院 転勤なし	浜の町病院 転勤なし
昇給	有 (連合会の規程による)	連合会職員と同等	病院給与規定による
通勤手当	有	連合会職員と同等	連合会職員に準ずる
住居手当	有	連合会職員と同等	病院給与規定による
扶養手当	有	連合会職員と同等	病院給与規定による
賞与	国家公務員に準ずる	連合会職員と同等	連合会職員に準ずる
保険関係	共済組合（長期）	共済組合（短期） +厚生年金保険	共済組合（短期） +厚生年金保険
退職金	有 (連合会の規程による)	有 (病院の規程による)	無